

輸出拡大のための相手国・地域の 規制等への対応強化（工程表）

農林水産省

厚生労働省

令和2年3月6日

目 次

I	国内対応	・ ・ ・ ・ 3	20項目	} 82項目
II	相手国・地域との協議への対応	・ ・ ・ ・ 13	62項目	
III	既に対応済みのもの	・ ・ ・ ・ 32	33項目	

I 国内対応

輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化（工程表）

I 国内対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性 ^(注)	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月以降
1	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請中】 ・（株）北海道畜産公社早来工場 ・ 県北食肉センター協業組合（埼玉県） 2019年5月の認定権限の移行に伴い、厚労省は、新たな輸出要綱への適合を確認する必要がある。	厚労省は、事業者から提出された追加資料を審査の上、問題がなければ2か月以内にシンガポールへ施設認定を通知＊							1億円程度 （No.1、2、83、84の合計）
2	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・（株）いわちく（岩手県）（2020年3月竣工予定）	農水省、厚労省（本省、地方局）、岩手県（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、必要に応じ5者協議（※）等を開催し、7月をめどに申請できるよう、技術支援を行う 厚労省は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内にシンガポールへ施設認定を通知＊ ※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省（本省、地方局）、都道府県等（本庁、食肉衛生検査所）、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議（以下同）							
3	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要	民間の食品安全マネジメント協会（JFSM）とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。	【対応方針】 ・ 農水省は、農業経営者の証明書取得を支援							3.3億円◇ （対タイ野菜・果物全体輸出額（2018年：12.8億円、2017年：8.9億円）から推計）
4	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	・ 認定済み：4施設 ・ 審査中：1施設	【対処方針】 ・ 厚労省及び農水省は、認定希望者に対し、必要に応じ5者協議（※）等を通じ、円滑な認定が可能となるよう、支援を行う							0.01億円程度

注：輸出可能性欄に示す ◇ は、対象事項に対応しない場合の輸出の減少見込額であることを意味している

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
5	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱への対応が必要	・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。 ・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依頼。 ・事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を2019年10月末までに厚労省に提出。	【対応方針】 農水省及び厚労省は、5者協議（※）等を通じ、要綱への円滑な対応が可能となるよう支援を行う 厚労省による現地調査の結果不適事項が確認された事業者は、8月末までを目処に改善							台湾向け認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額）1.4億円◇
6	ベトナム（各国共通）	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。申請は地方厚生局において平日受付で、約2～3週間で発行される。 令和2年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管される。	4月1日からの業務移管について、周知	オンラインシステムを使って、農水省地方農政局等での発行対応						150億円程度◇ （2018年輸出額：103億円、2017年輸出額：69億円）
7	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続きの早期化に向けた支援が求められる。	【対応方針】 ・農水省は、定期的に事業者へのフォローアップを実施 ・農水省は、引き続き、各種ツール（農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等）を活用し、事業者等に対して相談窓口（在外公館、現地JETRO）の情報提供							0.9億円◇ （加工食品の対ベトナム輸出額：2018年103.8億円、2017年69億円）
8	米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・（株）栃木県畜産公社（2020年3月竣工予定）	農水省、厚労省（本省、地方局）、栃木県（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、必要に応じ5者協議（※）等を開催し、3月をめどに申請できるよう、技術支援を行う	厚労省は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内に認定（米国）／EUへ通知（EU）＊						米国：16.5億円程度（No.8、101、102、103、104の合計） EU：19.5億円程度（No.8、106、107、108、109の合計）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	
9	米国	活ガキの輸出には国家貝類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	輸出国は米国と同等の国家貝類衛生プログラムを策定し米側に申請・承認されることが求められる。 同プログラムが承認されるためには、 ①米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版貝類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、 ②米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること 等が必要であることが判明。	農水省及び厚労省は、申請書案を米国へ提出	農水省及び厚労省は、米国の審査を受けた追加的な質問等に対応				米国による現地調査を含む審査 都道府県等によるモニタリングの実施が必要	0.5億円程度 （活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度）
			米国に対して追加的な情報を照会	農水省は輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始 米国の審査状況を見つつ、プログラムに沿った運用開始を支援						
				都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要						
				都道府県によるモニタリング実施体制構築が必要						

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
10	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかりすぎるため、商品の鮮度が悪化する。また、問題が発生した時の相談窓口がない。	【対応方針】 ・農水省は、定期的に事業者へのフォローアップを実施 ・農水省は、引き続き、各種ツール（農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等）を活用し、事業者等に対して相談窓口（在外公館、現地JETRO）の情報提供						0.4億円◇ （加工食品：2018年輸出額7.8億円、2017年輸出額：7.8億円）
11	EU	ホタテの輸出には生産海域の水質モニタリングが必要	EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で6海域、青森県で1海域が指定されている。 関係者（北海道、東北地方）からの海域指定を希望する声あり。 北海道（根室海峡（野付）海域）及び青森県（陸奥湾西部海域）を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通報。2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。	【北海道】 EU向け輸出に向けた取組を促すための打合せを実施 海域モニタリング実施に向けた準備 ①農水省は、北海道によるモニタリングの実施体制構築に向けて支援 ②北海道によるモニタリングの実施体制構築が必要 ③国は、海域指定に対応したモニタリングの支援に必要な予算を確保 ④北海道又は事業者は、海域指定に対応したモニタリングに必要な予算の確保が必要 海域モニタリングの実施 【青森県】 EU向け輸出に向けた取組を促すための説明会を実施 海域モニタリング実施に向けた準備 ①農水省は、青森県によるモニタリングの実施体制構築に向けて支援 ②青森県によるモニタリングの実施体制構築が必要 ③国は、海域指定に対応したモニタリングの支援に必要な予算を確保 ④青森県又は事業者は、海域指定に対応したモニタリングに必要な予算の確保が必要 海域モニタリングの実施						4.2億円程度（対EU輸出金額（2016年）から推計）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
13	EU	輸出向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ病・牛結核病の検査が必要	農場におけるブルセラ病、牛結核病の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。 農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。	国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、ブルセラ病・牛結核病の検査を実施						0.1億円 （輸出の前提となる衛生条件） なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要（最短で2021年4月以降）。
14	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	山羊・羊の生乳については、牛の生乳と同様に分析法の開発、バリデーション（分析法の妥当性評価）及び検査の実施が求められていたが、2019年12月までに実施が完了。今後、山羊・羊の生乳を対象にモニタリングを実施する予定。 （牛の生乳については、2017年度、2018年度に、農水省の予算により、EUから求められている全検査項目（動物用医薬品、農薬等）について分析法の開発、バリデーション及び検査を実施し、2019年にモニタリングを実施済。）	農水省はモニタリング計画を策定	農水省は12月までに山羊・羊の生乳を対象とした残留物質モニタリング検査を実施					0.02億円 （輸出の前提となる衛生条件）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
15	EU	産地魚市場のEU・HACCP認定支援	国の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP施設に認定が行えるよう支援が求められる。 市場関係者に対し、現地説明会を実施済中。 EU向け認定取得を検討している市場は9か所ある。うち、1か所については、本年7月の認定を目指して取り組んでいるところ。	4月1日以降、農水省による認定審査を開始（従来は都道府県衛生部局が登録審査を実施） 農水省は、EU・HACCP認定に前向きな市場関係者が多数存在する産地市場から順次、認定に向けた体制構築等を支援 ①農水省は、申請準備段階から必要な助言を行っていくなど、円滑に審査が進むよう取り組む ②農水省は、産地市場の認定に向けて、市場関係者への講習会開催やコンサル指導のための支援事業の利活用を促すほか、令和3年度の事業実施に向け、予算を確保 ③産地市場は、①、②を受けて、求められる衛生管理体制の構築や、コンサル指導を受けながら、審査への準備を進める 【既に取組が進んでいる市場の目標スケジュール】 ・市場関係者は、コンサル指導を受けながら、マニュアル等を作成し、あわせて、申請に必要な資料の作成をすすめ、その運用の見直しを行う ・農水省は、必要な助言を実施 農林水産省による認定審査（一次、二次） 認定 市場関係者等に対するニーズ調査を実施 EU認定を検討している市場を発掘（優先順位を決め、取組を支援）							1.2億円/施設（事業者への聞き取りから推計）
16	米国 EU 香港等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的なと畜・解体が必要	・要綱（輸出先国の法令）に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。	【対処方針】 ・厚労省は、要綱の具体的な運用について照会があれば対応							認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額） 対米国：3.3億円◇ 対EU：3.9億円◇ 対香港：4.1億円◇

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
17	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	厚労省、農水省、都道府県等（保健所を含む）、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1～2日で発行される。 厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を依頼済み。	農水省は、輸出のために必要な各種証明書について、ワンストップでの申請や、利便性の高い場所での証明書の受取りが可能となるよう、一元化システムの構築を含めた体制を整備							1,302億円◇ （代表的な国々への水産物輸出額：2018年1,153億円、2017年1,021億円）
18	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	輸出の証明書発行窓口一元化	食品衛生に関する証明は地方厚生局等、放射性物質検査証明や産地証明は農水省に申請する必要。窓口の一元化が求められる。	農水省は、輸出のために必要な各種証明書について、ワンストップでの申請や、利便性の高い場所での証明書の受取りが可能となるよう、一元化システムの構築を含めた体制を整備							1,302億円◇ （代表的な国々への水産物輸出額：2018年1,153億円、2017年1,021億円） （再掲）
19	北米 EU オセアニア アジア	輸出向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定。	農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、 1 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。（当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。） 2 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省が協議の体制を整備し、インポートトレランス申請の効率化について協議を行う ・事業者は、補助事業を活用し、輸出先国等に基準値設定の申請（再設定の申請も含む）をする ・農水省は、厚労省の協力も得つつ、データを整理し、輸出先国等に対して基準の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかける ・厚労省と連携の上、Codex基準の設定に向けて優先リストへの掲載を提案する 農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を支援する 農水省が厚労省と連携の上、Codex委員会の関係部会に優先リストへの記載を提案することによって早期に基準の設定を目指す							8.5億円（インポートトレランス申請先への輸出可能性額） （2018年輸出額：青果物291億円、茶153億円、2019年輸出額：青果物297億円、茶146億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	
20		輸出相手国の要件に対応するための技術支援	米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。	・事業者は、と畜方法について技術的な検討を進め、令和2年3月をめどに輸出用食肉処理技術等マニュアルを作成する ・農水省は、食肉処理技術等の向上に向けて適切な助言を行う	・事業者は、と畜方法について更なる技術的な検討を進め、令和3年3月をめどに輸出用食肉処理技術等マニュアルを更新する。 ・農水省は、食肉処理技術等の向上に向けて適切な助言を行う 厚労省は、上記結果を踏まえ、輸出要綱の具体的な運用について周知を行う					55億円◇ （牛肉の2018年輸出額：対米国33億円、対EU16億円、2017年輸出額：対米国30億円、対EU13億円）

Ⅱ 相手国・地域との協議への対応

Ⅱ 相手国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	
21	20か国・地域 (品目によって対象国・地域は異なる)	原発事故に伴い6か国・地域は福島県など一部地域の産品の輸入を停止。その他の国・地域も放射性物質の検査証明書・産地証明書等が必要。	農水省を中心に厚労省、外務省等が参加する交渉チームが各国政府にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入停止措置及び証明書添付義務等の撤廃・緩和を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・厚労省は、上記に加えて、諸外国との協議の機会を捉えて、働きかけを実施 ・外務省は、各国在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施					486億円 (20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
22	インド	りんごの輸出解禁	訪印し、日本産りんごの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に検疫措置をインド側で検討中。 2019年9月に、インド側の専門家による現地調査が終了。 2019年12月に、インド側からトライアル輸出の許可が発出。	【対応方針】 ・事業者によるトライアル輸出の終了後、農水省はインドに対して、インド側での国内手続きの早期完了を促す					1億円
23	インド	なしの輸出解禁	訪印し、日本産なしの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。日本産りんごの輸出解禁が実現した後、協議を進める。	【対応方針】 ・りんごの輸出解禁が実現した後、農水省は協議を進める					0.06億円
24	インド	スギの輸出解禁	日本産スギの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リストを準備中。	【対応方針】 ・りんごの輸出解禁が実現した後、農水省は具体的な協議を進める ・インド側の要請があれば、農水省は病害虫リスク評価に必要な情報を速やかに提出する					8万m ³ 、10億円
25	インド	醤油の規格見直し	インド独自の醤油の規格(Brix値が高く、製造過程で加糖しなければ基準を満たすことができない)について、既にインド政府内で見直しを決定済。しかしながら、食品規格法全体の改正が遅れており、従って、醤油の規格改正も遅れている状況。	輸出解禁要請とともに病害虫リストを提出					0.2億円程度
				特別措置実施にかかるインド側の承認手続き (並行して、日本側から食品規格法の改正作業の早期完了働きかけを実施)					
				特別措置により輸出開始					

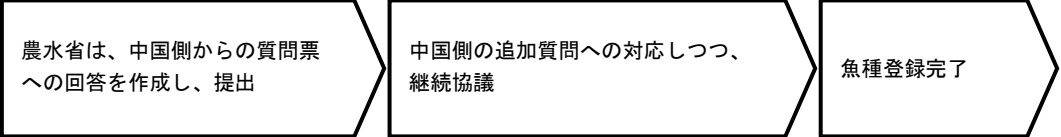
No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
26	インド	食品への必要事項の記載方法（ステッカー貼付禁止）	・日本からインドへ輸出される食品は、その商品に英語又はヒンディ語で 必要事項 を記載しなければならないが、ステッカー貼付は認められない。	【対応方針】 ・農水省は、在インド大使館と連携しつつ、ステッカー貼付の認可に向けて引き続き情報収集を行うとともに、インド食品安全基準庁（FSSAI）への改正を働きかける							6億円 [◇] （加工食品の対インド輸出額：2018年4.3億円、2017年：3億円）
27	インドネシア	4品目（かんきつ、柿、いちご、メロン）の輸出可能品目への追加登録	・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。 ・これに品目を追加登録するためには過去（2016年以前）の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、インドネシア当局の認可が必要。	【対応方針】 ・農水省は、在インドネシア大使館と連携しつつ、新品目の追加登録に向けて引き続き情報収集を行うとともに、インドネシア農業省に働きかける							0.07億円 （4品目の直近（2016年）の輸出額：いちご252万円、メロン24万円、生鮮果実6品目計（ぶどう、メロン、梨、さくらんぼ、桃、いちご）1250万円）
28	韓国	牛肉の解禁協議	9月に回答書を提出する予定であったが、作業の遅れにより提出を延期。 厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を提出予定（3月）。	【対応方針】 ・韓国から追加質問・追加資料要求があれば対応 ・厚労省及び農水省は現地調査を受入、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表							41.3億円 （2018年の香港向け牛肉輸出実績） （韓国の名目GDPは香港の約4倍）
				厚労省及び農水省は3月中に回答書を提出							
29	韓国	豚肉の解禁協議	韓国動植物検疫局より、豚肉輸入に関する質問票を接受。	【対応方針】 ・農水省はCSFの国内清浄化を達成 ・厚労省及び農水省は韓国側へ質問票の回答を送付 ・厚労省及び農水省は韓国側現地調査の受け入れ ・厚労省及び農水省は家畜衛生条件・衛生証明書の合意 ・厚労省は輸出施設の認定							1.2億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
30	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定を申請、シンガポールに提出済み。	【対応方針】 ・ノロウイルス再発防止策へのシンガポール側の反応を見つつ、農水省は、活ガキ輸出審査の進捗を働きかけ ・農水省及び厚労省は、シンガポールからの追加質問や、資料要求に対応 【対応スケジュール】 農水省は、審査の進捗をシンガポール側へ働きかけ 農水省及び厚労省は、シンガポール側から追加情報の提出が求められた場合、大分県及び宮城県による提出を支援 農水省は、ノロウイルス再発防止策として下記を実施、シンガポール側へ状況を報告 ・輸出向けノロウイルス検査体制整備 ・平常時水準調査（カキ中のノロウイルスの平常時の水準を明らかにし、管理及びその効果を検証）							4件。0.4億円（三重県の輸出目標額1千万円/年から推計）
31	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が申請書を作成。	【対応方針】 ・ノロウイルス再発防止策へのシンガポール側の反応を見つつ、農水省は、活ガキ輸出審査の進捗を働きかけ ・農水省及び厚労省は、シンガポールからの追加質問や、資料要求に対応 【対応スケジュール】 農水省及び厚労省は、広島県及び福岡県の申請書を提出 農水省及び厚労省は、シンガポール側から追加情報の提出が求められた場合、広島県及び福岡県による提出を支援 農水省は、審査の進捗をシンガポール側へ働きかけ 農水省は、ノロウイルス再発防止策として下記を実施、シンガポール側へ状況を報告 ・輸出向けノロウイルス検査体制整備 ・平常時水準調査（カキ中のノロウイルスの平常時の水準を明らかにし、管理及びその効果を検証） 農水省は、シンガポール向け輸出に前向きな事業者のいる他都道府県を把握し、申請書の作成等を支援							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
32	シンガポール	鶏肉、鶏肉製品、鶏卵、鶏卵製品の施設認定権限がシンガポール側にある。	シンガポール政府は、認定権限を日本政府に委譲するためには、今後新規に認定される施設からの輸入実績が良好であることや、再度の現地調査が必要としている。	【対応方針】 ・輸出実績を踏まえて、鶏肉、鶏肉製品及び鶏卵製品について、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、シンガポール政府と協議を開始する ・鶏卵については農家登録が要件であるため、農水省が対応							鶏肉 0.01億円程度 鶏卵 0.02億円程度
33	タイ	かんきつ類の条件変更	訪タイし、日本産かんきつ類の薬剤処理の代替措置・査察制への移行について、タイからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置をタイ側で検討中。	【対応方針】 ・農水省はタイに対して進捗を定期的に確認し、早期の検討を促す							0.26億円 （対タイ輸出額：2018年0.31億円、2017年0.17億円）
34	タイ	玄米の輸出解禁	日本産玄米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・タイ側の要請があれば、農水省はタイ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出（かんきつ類（条件変更）への対応を優先）							1,500トン、4億円
35	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分の緩和	牛肉エキス、部分水素添加油脂等が含まれる食品は輸出不可。	【対応方針】 ・農水省は、定期的に事業者へのフォローアップを実施 ・農水省は、引き続き、各種ツール（農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等）を活用し、事業者等に対して相談窓口（在外公館、現地JETRO）の情報提供							—
36	台湾	水産物について早くて2020年1月から、新たに衛生証明書が必要	2019年1月14日及び6月13日付け公電によれば、新たな衛生証明書に関する法令施行の約半年前に、台湾側から通知がある予定だが、12月25日付け公電により、台湾内部での法令の内容検討に相当な期間を要するため、公布は早くても2020年下半期になるとの連絡があった。このため、施行は早くても2020年12月以降と想定。 我が国の衛生証明書案について協議し、台湾側から同意の旨回答あり。 現在、衛生証明書発行体制の検討中。	農水省は、都道府県等と連携して証明書発行体制を検討 農水省は、台湾側の法律施行日を確認後、取扱要綱を制定 衛生証明書を添付し、輸出を開始							181億円◇ （水産物の対台湾輸出額：2018年173億円、2017年165億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
37	台湾	豚肉の施設認定権限が台湾側にある。 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。)	CSF発生により、対台湾輸出豚肉が停止となったことに伴い、農水省は、地域主義の適用について台湾側と協議を実施中。なお、台湾は、現時点では、他国に対し、CSFの地域主義を適用していない。	【対応方針】 ・CSF発生により、対台湾輸出豚肉が停止となったことに伴い、台湾側の手続きは進んでいない ・国内CSF清浄化し、農水省は、地域主義の適用を台湾側と協議						0.5億円 (対台湾輸出額： 2018年0.3億円、 2017年0.5億円)
38	台湾	30か月齢以上の牛肉の輸出不可。 (台湾は、BSE発生国からの牛肉輸入を30か月齢未満と法律で規定)	米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができない。 ・2019年5月、厚労省と農水省は台湾側からの技術的な質問票に対する回答作成し台湾側に提出。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、台湾側からの評価結果を得られたら、これに基づき台湾側と協議を実施						4億円程度
39	台湾等	他国に対し、家畜伝染病に係る地域主義が適用されていない。	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、CSFが発生した場合には、日本全体からの輸出が停止となる。 2019年5月、シンガポールについては地域主義の適用を達成(口蹄疫・鳥インフルエンザ)。	【対応方針】 ・農水省において引き続き協議を実施 台湾について高病原性鳥インフルエンザの地域主義に係る質問票への回答を作成・提出						—
40	中国	牛肉の解禁協議	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。日本産牛肉の対中輸出再開に向けた両国間の調整の加速化が期待される。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。	【対応方針】 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： ①中国側による、我が国の食品安全システムの評価 ②牛肉に係る家畜衛生条件の設定 ③輸出施設の認定・登録						41.3億円 (2018年の香港向け牛肉輸出実績) (中国の名目GDPは香港の約35倍)
41	中国	鶏肉の解禁協議	・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 ・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2020年2月、質問票回答。	【対応方針】 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施						11.4億円 (2018年対香港鶏肉輸出額)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
42	中国	鶏卵の解禁協議	・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 ・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2020年2月。質問票回答。	【対応方針】 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施						15.2億円 (2018年対香港鶏卵輸出額)
43	中国	乳・乳製品の解禁協議	輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。	【対応方針】 ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃・緩和に向けて働きかけ ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施						25.5億円 (2018年対香港牛乳乳製品輸出額)
44	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	中国向け精米の輸出について、従来、精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所であったところを、2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。検疫条件の一部変更についても合意。	【対応方針】 ・検疫条件の一部変更に向け、農水省は中国との協議を実施(複数回)						5,000トン、20億円
45	中国	ぶどうの輸出解禁	訪中し、日本産ぶどうの輸出解禁について、中国からの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に中国側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・中国側へ早期回答を要請。中国側からの要請があれば、農水省は病害虫リスク評価に必要な情報を速やかに提出する。						0.16億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
46	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料の輸出について、2019年10月から公的証明書の提出を義務付ける意向を表明	中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。 さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。	【対応方針】 ・農水省及び財務省は、引き続き中国の状況を注視						1250億円 [◇] （畜産物、水産物、水産加工品、加工食品の対中輸出額：2018年895億円、2017年640億円）
47	中国	新規魚種登録等	中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 農水省は、2019年3月に魚種登録を申請、6月に追加の魚種登録申請を行ったところ、2020年2月に中国側から輸入水産品のリスク評価調査に係る膨大な質問票が接到。							12億円程度（新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2018年中国向け輸出単価から推計）
48	中国	ペットフード解禁協議	日本産ペットフードの輸出解禁について、現在、日本が提出した情報（質問票への回答及び対中輸出希望施設リスト）を基に中国側で検討中。今後、中国側の専門家による現地調査を受ける必要がある。	【対応方針】 ・農水省は、中国当局に対して現地調査の早期実施を促す （・現地調査の結果等を踏まえ、中国当局により対中輸出可能施設が決定される）						2億円程度
49	フィリピン	豚肉・家きん肉の解禁協議	牛肉は施設登録ができていない部分のみ出荷可能だが、豚、鶏は輸出不可	【対応方針】（豚肉の輸出） ・農水省はCSFの国内清浄化を達成 ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表 ・農水省は、フィリピン政府にCSF清浄の関連資料を提出し、輸出解禁協議の継続を要請 【対応スケジュール】（家きん肉の輸出） 						（豚肉） 0.01億円程度 （家きん肉） 0.01億円程度
50	フィリピン	いちごの輸出解禁	訪比し、日本産いちごの輸出解禁について、フィリピンからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省はフィリピンに対して進捗を定期的に確認し、早期検討を促す ・フィリピン側の要請があれば、農水省は病害虫リスク評価に必要な情報をすみやかに提出する						0.03億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月以降
51	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	訪越し、日本産うんしゅうみかんの輸出解禁について、ベトナムからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省はベトナムに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・ベトナム側の要請があれば、農水省はベトナム側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出							0.09億円
52	豪州	いちごの輸出解禁	豪州側が訪日し、日本産いちごの輸出解禁について、豪州からの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検疫措置を豪州側で検討中。	【対応方針】 ・農水省は豪州に対して進捗を定期的に確認し、豪州の規則改正に向けた手続きの早期完了を促す							0.06億円
53	豪州	豪州向けさけ科魚類の検疫協議	現在、豪州向けさけ科魚類（豪州側の規定によりアユを含む。）は疾病への懸念から輸出できない。	シロサケに関する疾病発生状況調査（1年目）	シロサケに関する疾病発生状況調査（2年目）					0.6億円程度（業界団体推計）	
					アユに関する疾病発生状況調査（1年目）						
					農水省は、調査の結果を基に、輸出解禁に向けて豪州への働きかけを行う						

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月以降
54	米国	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。	【対応方針】 ・3者協議の開催 ・事業者は、個別の添加物ごとに安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す 農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う クチナシについては、事業者において、安全性試験データを取りまとめる ベニコウジについては、事業者において、安全性試験の予備試験を実施する 農水省は、米国未認可添加物を使用した加工食品の輸出可能性規模の調査結果を公表する 農水省は、輸出先国で使用可能な食品添加物の調査を行い、リストを公表する データがまとまり次第、事業者は速やかに申請 データがまとまり次第、安全性試験の本試験を開始							347.3億円 （商社へのアンケート結果を基に集計） （加工食品の対米輸出額：2018年：498億円、2017年457億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
55	米国	家きん肉の解禁協議	厚労省は、米国農務省食品安全局(FSIS)に家きん製品のリスク評価を申請。米国は家きん疾病（鳥インフルエンザ及びニューカッスル病）に関する日本の清浄性を認定（家畜衛生評価終了）。厚労省は、リスク評価に必要な情報について確認（2019年9月）。	【対応方針】 ・厚労省は、FSIS評価への回答を提出 ・厚労省は現地調査受け入れ ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表							0.01億円程度
56	米国	豚肉の解禁協議	厚労省は、米国農務省食品安全局(FSIS)に豚肉製品のリスク評価を申請。米国は豚の疾病（CSF及び豚水疱病）に関する日本の清浄性を認定していたが、2018年9月のCSF発生により、CSFの清浄性認定を取消。	【対応方針】 ・農水省はCSFの国内清浄化を達成後、米国の求める資料を提出し評価を受け、米国に清浄国として認めてもらう ・厚労省は、FSIS評価への回答を提出 ・厚労省は現地調査受け入れ ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表							0.01億円程度
57	米国	なしの条件変更	訪米し、日本産なしの全ての都道府県からの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に米国で検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・農水省は米国に対して進捗を定期的に確認し、米国の規則改正に向けた手続きの早期完了を促す							0.01億円 （対米輸出額： 2018年0.12億円、 2017年0.13億円）
58	米国	メロンの輸出解禁	米国側が訪日し、日本産メロンの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に米国側で検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・米国国内で病害虫リスク評価に関するパブリックコメント期間が2月13日で終了。農水省は米国側に対して検疫措置の検討の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側の要請があれば、農水省は米国側の検疫措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出							0.03億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
59	米国	ワイン・蒸留酒の容量規制	米国内で流通可能なワイン・蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できない。	財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、ワイン・蒸留酒の容量規制の改正が行われるよう、米国に対して働きかける							9.20億円程度 （対米輸出額：2018年57.67億円、2017年49.74億円）
60	米国	ニューヨーク州・カリフォルニア州の飲食店における焼酎の販売免許	ニューヨーク州及びカリフォルニア州においては、飲食店が蒸留酒（焼酎を含む）を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ（韓国焼酎）については、ワイン免許で販売できる特例（州法）が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望がある。	・財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、日本の焼酎の取扱いについてレビューが行われるよう、米国に対して働きかける ・財務省は、米国側レビューがなされ次第、当該レビューを踏まえつつ、米国の関係当局に対して働きかける							0.05億円程度 （対米輸出額：2018年3.94億円、2017年3.88億円）
61	米国	酒類のラベル承認手続	米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称（清酒、焼酎等）、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。ラベルの承認のための手続に1～6か月を要しているとして、期間短縮の要望がある。	財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、米国側が酒類のラベルの承認手続の簡素化に着実に取り組むよう、米国に対して働きかける							11.91億円程度 （対米輸出額：2018年131.10億円、2017年120.18億円）
62	カナダ	ももの輸出解禁	日本産ももの輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省はカナダに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・カナダ側の要請があれば、農水省はカナダ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出							0.01億円
63	チリ	牛肉の解禁協議	厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を提出済み。2020年1月、追加質問を接受	【対応方針】 ・チリから追加質問・追加資料要求があれば対応 ・厚労省及び農水省は現地調査を受入、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表 ・農水省は、格付け、部分肉の規格についてもチリ側と調整を行う							0.01億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	
64	パラグアイ	牛肉の輸出解禁協議	2019年5月に質問票を接受。	厚労省及び農水省は5月中に回答書を提出						0.01億円程度
65	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール濃度規制	ブラジルにおいては、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準（無水アルコール換算で20mg/100ml未満）を設定しているところ、芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しており、芋焼酎をブラジルに輸出できない。	財務省等は、これまでに提示した科学的データに基づき、規制緩和を求めるために、ブラジル農牧供給省訓令の改正に向けた要請を継続						0.04億円程度 （対ブラジル輸出額：2018年0.01億円、2017年0.05億円）
66	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要	衛生証明書の様式の協議に入る前段として、ペルー政府から、我が国の水産物の衛生管理に関し、質問票が提示され、これに対し、2018年7月に農水省及び厚労省が回答するとともに、衛生証明書等に関して質問を実施。衛生証明書の様式協議に入るべく、ペルー政府に対し我が国の回答に対する反応を在ペルー日本国大使館と連携し催促してきたが、先方からの応答はなく、本年6月に追加質問が接到。回答を提出済。 さらに、衛生証明書案を作成の上、先方に提示したところ、2020年2月に先方から衛生証明書様式及び追加質問を含む回答が接到。	農水省及び厚労省は、ペルー政府からの質問事項への回答及び衛生証明書様式に係るペルー政府への確認事項を整理し、ペルー政府に送付 ペルー政府から回答を受けた後、農水省及び厚労省は取扱要綱を制定 農水省及び厚労省は、証明書発行体制を構築 衛生証明書を添付し、輸出を開始						2.4億円 [◇] （水産物の対ペルー輸出額：2018年2億円、2017年1.7億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
67	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議（済） 鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる（済） 卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要（済） 乳・乳製品の輸出に関しては施設認定が必要	訪欧し、今後の段取りを協議。2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。2019年10月18日、輸出要綱公表。 EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているが、国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められている。 EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施。 2019年10月18日に発出された輸出要綱に基づき、EUの求める条件を満たす施設の認定に向けた事業者への働きかけを実施。	モニタリング結果及びモニタリング年間計画をEUへ通知 農林水産省は輸出の意向を持つ事業者の掘り起こしを進めるとともに、厚生労働省と協力し、EU向け輸出に必要な施設認定取得を進める							（卵・卵製品）0.02億円程度 （乳・乳製品）0.1億円程度（再掲） なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要（最速で2021年4月以降）。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月以降
68	EU	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。	【対応方針】 ・3者協議の開催 ・事業者は、個別の添加物ごとに安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す 農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う クチナシについては、事業者において、安全性試験データを取りまとめる データが ま と ま り 次 第 、 事 業 者 は 速 や か に 申 請 ベニコウジについては、事業者において、安全性試験の予備試験を実施する データが ま と ま り 次 第 、 安 全 性 試 験 の 本 試 験 を 開 始 農水省は、米国未認可添加物を使用した加工食品の輸出可能性規模の調査結果を公表する 農水省は、輸出先国で使用可能な食品添加物の調査を行い、リストを公表する							53.8億円 （商社へのアンケート結果を基に集計） （加工食品の対EU輸出額：2018年222億円、2017年207億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
69	EU	原材料中の卵・乳の使用割合が50%未満の加工食品については、現在は原材料となる卵・乳の施設認定は必要ないが、2021年以降、原材料の施設認定が必要となる予定	EUは、2017年に4年間実施を延期（2020年末まで猶予期間） 輸出意向のある菓子や調味料製造事業者が既に存在し、輸出に向けて準備中。 EUに対しSPS通報の際に農水省より意見を提出したが、実施の予定は変えられていない。 他国でも微量に含む製品については対象外とするよう意見を提出している国もある。	【対応方針】 ・農水省は、2021年4月21日以降の新制度の適用について、DG-SANTEから回答を受けた後、新制度の概要を事業者へ周知 ・厚労省及び農水省は、EU規則施行後、速やかに要綱を策定						0.2億円 （加工食品の対EU輸出額：2018年222.1億円、2017年207.2億円）
70	EU	鯉節に含まれるベンゾピレンの量が制限されている。	本枯節などの高級品が輸出できないため、農水省が制限緩和を要請したが、EUは応じず。 EU代表部を通じ、8月にEUのDG・SANTEに対し協議を行ったが、だし抽出用ティーバッグであっても商品自体のベンゾピレン含有量が規制値を超えていれば輸入不可であり、かつ、ベンゾピレン規制値の緩和も困難と回答あり。	パックの様態での輸出の見通しが立たないことから、農水省は、EU基準値をクリアーできる製法の開発普及に注力する						2.6億円 （鯉節類の輸出実績がある国への平均的な輸出額と同程度）
71	EU	シソなどEUで1997年以前に普及していなかった新規食品（Novel Food）を流通させるには認可が必要	シソはEUの新規食品リストに掲載されているが、販売停止等の措置は受けておらず、実態として輸出が行われている。	【対応方針】 農水省は、EUへの輸出の状況を注視する						—
72	EU	豚肉の解禁協議	現在、家畜疾病のCSFが日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。	【対応方針】 ・農水省は、国内CSF清浄化の後、EUの求める資料を提出し、再評価を受ける ・加盟国協議を経て日本を豚肉輸出可能な国として第三国リストに掲載してもらう						0.25億円程度
73	EU	黒松盆栽の輸出解禁	訪伊し、日本産黒松盆栽の輸出解禁について協議。 現在、日本から提出した情報を基に検疫措置をEU側で検討中。	【対応方針】 ・欧州食品安全機関による病害虫リスク評価の結果の公表（5月）を受けて、欧州委員会で検疫措置の検討中であることから、農水省は欧州委員会に対して早期の検討を促す						0.4億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
74	ロシア	家きん肉・卵の解禁協議	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち ・2019年5月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求 ・2019年9月、追加質問接受。 ・2019年12月、追加質問への回答提出。	【対応方針】 ・ロシアから最終報告書が提示されれば、これに基づき、厚労省及び農水省は輸出条件、衛生証明書を協議し、合意 ・厚労省及び農水省は輸出要綱を公表（合意の翌月） 【対応スケジュール】 厚労省及び農水省は、外交ルートを通じて引き続き最終報告書の提出を要求 ロシアから追加質問があれば、厚労省及び農水省は、これに対する回答を提出						(家きん肉) 0.01億円程度 (鶏卵) 0.02億円程度
75	ロシア	牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。)	2015年2月に輸出解禁（2施設）。 2019年1月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、ロシア側と協議を実施						3億円程度
76	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁協議	・2019年10月現地調査受入。 ・2019年11月証明書様式提示。 ・2019年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除	【対応方針】 ・現地調査の結果等を踏まえ、食品衛生及び動物衛生等の観点から評価を受ける ・輸出条件協議 サウジアラビア当局による食品衛生及び動物衛生等の評価 農水省は、輸出に必要なハラル対応について情報提供（日本のハラル認証機関のSASO（サウジアラビア標準化公団）への登録申請手続が必要）						0.9億円程度
77	トルコ	牛肉の解禁協議	厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を2019年6月に提出。	【対応方針】 ・トルコから追加質問・追加資料要求があれば対応 ・厚労省及び農水省は現地調査を受入、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成、公表 農水省は、輸出に必要なハラル対応について情報提供（日本のハラル認証機関の登録制度はなく、と畜の都度、トルコ側獣医官をハラル証明のために招へいする必要）						0.05億円程度
78	GCC諸国	全ての食品に衛生証明書が必要となる可能性。	クウェート、バーレーン及びカタールは実施を延期。	【対応方針】 ・農水省は、引き続きGCC諸国の状況を注視 ・必要に応じて農水省は厚労省とともに、衛生証明書の発行体制について整備を進める						70.7億円◇ （対GCC輸出額推計：2018年48.1億円、2017年93.3億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
79	UAE	加熱処理家きん肉の解禁協議	・UAEに厚労省及び農水省が衛生証明書様式へのコメントを提出。 ・UAEは、日本側の衛生証明書案の内容について回答(5月9日接受)。 ・厚労省及び農水省は、UAEの回答に基づき新たな衛生証明書案をUAEに提示(5/31)。	【対応方針】 ・U A E から追加で質問や資料提供の依頼があれば対応 ・衛生証明書様式に合意をした後1か月以内に厚労省及び農水省は輸出要綱を公表 厚労省及び農水省は、輸出条件（衛生証明書様式）に合意 輸出要綱公表 農水省は、輸出に必要なハラル対応について情報提供							0.01億円程度
80	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続きに時間を要している。	【対応方針】 ・農水省は、定期的に事業者へのフォローアップを実施 ・農水省は、引き続き、各種ツール(農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等)を活用し、事業者等に対して相談窓口(在外公館、現地JETRO)の情報提供							タイ：0.7億円◇ フィリピン：0.3億円◇ （加工食品の対タイ輸出額：2018年67.2億円、2017年66.2億円、対フィリピン輸出額：2018年35.3億円、2017年33.1億円）
81	中国 香港 台湾 シンガポール	フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない。	厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を台湾、香港、中国、シンガポールに働きかけ中。民間フグ団体が台湾、香港、シンガポール、中国への輸出を要望。	・厚労省、農水省及び外務省は、輸入解禁の働きかけを実施 ・厚労省は、衛生証明書案に合意できた国・地域から取扱要綱を発出							0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸出量（筋肉のみ）を基に推計）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
82	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	申請は直接地方厚生局、保健所に行われるため、申請状況が不明	【対処方針】 ・厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう、支援を行う							（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額の例） 対米国：3.3億円 対EU：3.9億円 対香港：4.1億円 対シンガポール：1.2億円 対台湾：1.4億円

Ⅲ 既に対応済みのもの

Ⅲ 既に対応済みのもの

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	
83	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定済み】 ・ミートランド（秋田県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定	対応済み						1億円程度 （No.1、2、83、84の合計）（再掲）
84			【認定済み】 ・（株）越谷食肉センター（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。							
85	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要	2018年10月に現地調査を受け入れ。 2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。 2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。 2019年5月31日、輸出要綱公表。	対応済み						0.25億円程度
86	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある	・現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。 ・2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。	対応済み						2018年シンガポール向け輸出実績： （牛肉）15.8億円 （豚肉）1.2億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
87	シンガポール	家きん肉の解禁協議	・厚労省及び農水省は、5月中に輸出要綱を公表 ・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定	対応済み No. 32に移行						0.01億円程度
88	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾	・国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄するが多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。 ・シンガポールより、6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡 ・厚労省は、7/2付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAにより周知（輸出要綱も改正（8月中））。	対応済み						0.01億円程度
89	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	・経産省は、生鮮品についての①申請時提出書類の統一化・簡素化、②再輸出時の提出資料免除、③出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	対応済み						—
90	タイ	豚肉の解禁協議	・2019年7月23日に輸出検疫条件及び証明書様式についてタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。	対応済み						0.01億円程度
91	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定 施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。	・2018年12月に台湾による現地調査を実施。 ・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。	対応済み						台湾向け輸出施設数の維持・拡大 （台湾向けの輸出実績（2018年）：40.7億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
92	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、8月に都道府県等に通知を発出。	対応済み						36億円程度◇
93	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。 （日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。）	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。 ・5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・7月に台湾側より、施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡があった。 ・厚労省は、8月に要綱を作成し発出。	対応済み						41億円◇ （対台湾輸出額：2018年40.7億円、2017年13.7億円）
94	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要	最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。 2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	対応済み						（輸出の前提となる衛生条件）
95	中国	イヌマキの輸出再開（中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止）	日本産イヌマキの輸出再開について、土壌を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。 2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。 2020年1月、中国側から土付きでの輸入を暫定的に認める旨の連絡。 2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。	対応済み						50億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	
96	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のため の 手続が必要。	東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、5月中に窓口設置。 窓口を設置後、5月から証明書発行業務を開始	対応済み							—
97	ベトナム	りんごの条件変更	2019年12月15日付けで条件変更が実現。	対応済み							1.1億円 （対ベトナム輸出額：2018年2.1億円、2017年1.4億円）
98	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	2019年8月、香港側から当該要件を削除し受入可能の回答が得られた。 9/27 要綱改正済み（厚労省）	対応済み							4億円◇ （2018年の対香港輸出額：41.3億円の1割）
99	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、8月に都道府県等に通知を発出。	対応済み							40億円程度◇
100	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。 ・動物検疫所での対応について再徹底を図るため、本年5月30日に通知を発出。 ・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。	対応済み							—

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	
101	米国	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定済み】 ・和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み						16.5億円程度 （No. 8、101、102、103、104の合計）（再掲）
102			【認定済み】 ・（株）北海道畜産公社道東事業所十勝工場 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み						
103			【認定済み】 ・（株）ミヤチク都農工場（宮崎県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み						
104			【認定済み】 ・京都市中央卸売市場第二市場 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。	対応済み						
105	米国	うんしゅうみかんの条件変更	2020年2月1日、米国との協議の結果、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止。	対応済み						0.03億円 （対米輸出額： 2018年0.02億円、 2017年0.05億円）
106	EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定済み】 ・和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUに通知、2019年7月に認定。	対応済み						19.5億円程度 （No. 8、106、107、108、109の合計）（再掲）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール							輸出可能性							
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降								
107			【認定済み】 ・（株）ナンチク（鹿児島県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年7月に認定。	対応済み														
108			【認定済み】 ・（株）ミヤチク都農工場（宮崎県） 5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定。									対応済み						
109			【EU側の事務手続待ち】 ・京都市中央卸売市場第二市場 日本側の審査は了しており、1/31、EUに通知済み。EU側リストの施行日をもって輸出可能となる。									対応済み						
110	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了。 2019年11月11日に第三国リスト掲載。	対応済み							0.01億円程度							
111	全輸出先国・地域	食肉の包材（ダンボール）への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施。 打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正済み。	対応済み							45億円程度◇ （牛肉の2018年対カナダ輸出額：2.6億円、対香港輸出額：41.3億円、2017年対カナダ輸出額：2.1億円、対香港輸出額：48.3億円から推計）							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
112	シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。	・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 ・シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚労省は輸出处向け家きん肉を処理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを都道府県等に周知した。	対応済み						シンガポール 0.01億円程度 EU 0.01億円程度
113		国と県の見解の相違	シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。 2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を发出。	対応済み						—
114		水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。 指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。	対応済み						—
115		輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。 例 果物、野菜（なし、りんご以外の検疫条件未設定）＜フィリピン＞	対応済み No. 50に移行						—